

令和2年 No.13

○国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程の一部を改正する規程

改正理由

委員会等の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和2年2月19日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和2年2月20日

国立大学法人東京学芸大学長
出 口 利 定

令和2年規程第8号

国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程（平成29年規程第21号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学アドミッションオフィス規程の一部改正について

改正理由：委員会等の組織の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 オフィスは、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 1名</p> <p>(2) 学長が指名する学長補佐 1名</p> <p>(3) <u>学長が委嘱する教員 若干名</u></p> <p>(4) 入試課長</p> <p>(5) 広報企画課長</p> <p>(6) その他学長が指名する者 若干名</p> <p>2 オフィスに室長及び副室長を置き、室長は前項第1号の構成員をもって充て、副室長は同項第2号の構成員をもって充てる。</p> <p>3 室長は、オフィスの管理運営をつかさどる。</p> <p>4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項第3号及び<u>第6号</u>の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和2年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 オフィスは、次に掲げる構成員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長が指名する理事又は副学長 1名</p> <p>(2) 学長が指名する学長補佐 1名</p> <p>(3) <u>各学系の教授会構成員のうちから学長が委嘱する者 各1名</u></p> <p>(4) <u>学系選出の教育研究評議会評議員のうちから学長が委嘱する者 2名</u></p> <p>(5) 入試課長</p> <p>(6) 広報企画課長</p> <p>(7) その他学長が指名する者 若干名</p> <p>2 オフィスに室長及び副室長を置き、室長は前項第1号の構成員をもって充て、副室長は同項第2号の構成員をもって充てる。</p> <p>3 室長は、オフィスの管理運営をつかさどる。</p> <p>4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 前条第1項第3号及び<u>第7号</u>の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。</p> <p>[省略]</p>